安全保障貿易管理 学内運用ルール

輸出管理手続きフロー

令和4年4月12日 研究推進センター/公的資金企画管理課

海外や外国人とのコンタクトが発生



輸出管理が必要な場合か?



事前確認シート(様式1)の提出



より詳しい判定が必要となった場合

- 海外からの訪問者、外国人研究者、留学生等を受入れする
- ・海外出張する、海外へものを発送する、海外へメールする等

必要な場合の例

- ・受入れ後に技術の提供がある
- 海外へ機材等を持ち出す・海外で技術発表や指導を行う

提出するうえでの注意事項

適用除外の技術については、事前確認シートの提出の必要なし 事前確認シートのチェックに該当する場合のみ提出する 提出しない場合は、自己にて保管する。

該否判定書(様式2)の提出



学内審査が 必要となった場合 提出するうえでの注意事項

公的資金企画管理課の作成支援を受けて提出する

審査票(様式3)の提出

提出するうえでの注意事項

公的資金企画管理課の作成支援を受けて提出する